

浄化槽だより



一宮市 × SDGs
(令和5年6月1日発行)

※「浄化槽だより」は市ウェブサイトからもご覧いただけます。サイト内検索またはページID検索で「1001794」と検索してください。

浄化槽を使う上での3つの法的義務とは？

法定検査

浄化槽法7条・11条



浄化槽が適正に維持管理されているか検査します。

水質等の検査も実施します。

※年1回

保守点検

浄化槽法10条



浄化槽の点検・調整・修理・消毒剤の補充を行います。

法定検査・清掃の実施時期もお知らせします。

※年3回

清掃

浄化槽法10条



浄化槽の中の汚泥の引き抜きをし、内部を洗浄します。

故障破損の確認も行います。

※年1回



※回数は一般的な家庭の場合です。設備の状況によっては、上の回数より多い場合があります。



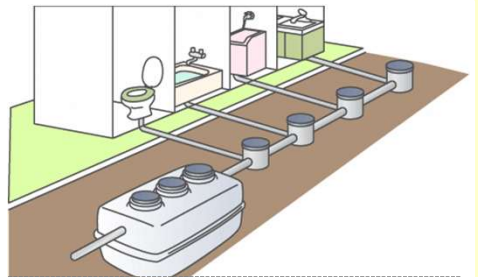
浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいに行っているため、上にあげた3点の維持管理が必要です。

法令の定めを守ることで、地域の水環境を守るだけでなく、浄化槽の故障を防ぎ、悪臭等のトラブルを防ぐことにもなります。必ず実施をしてください。

【お問合せ先】 一宮市環境部廃棄物対策課 電話 45-5374

浄化槽 補助金制度のご案内

一宮市では、トイレの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」、または「くみ取り便槽」から、家庭の生活雑排水すべてを処理する「合併処理浄化槽」へ転換される方を対象に、費用の一部を補助する制度を設けています。



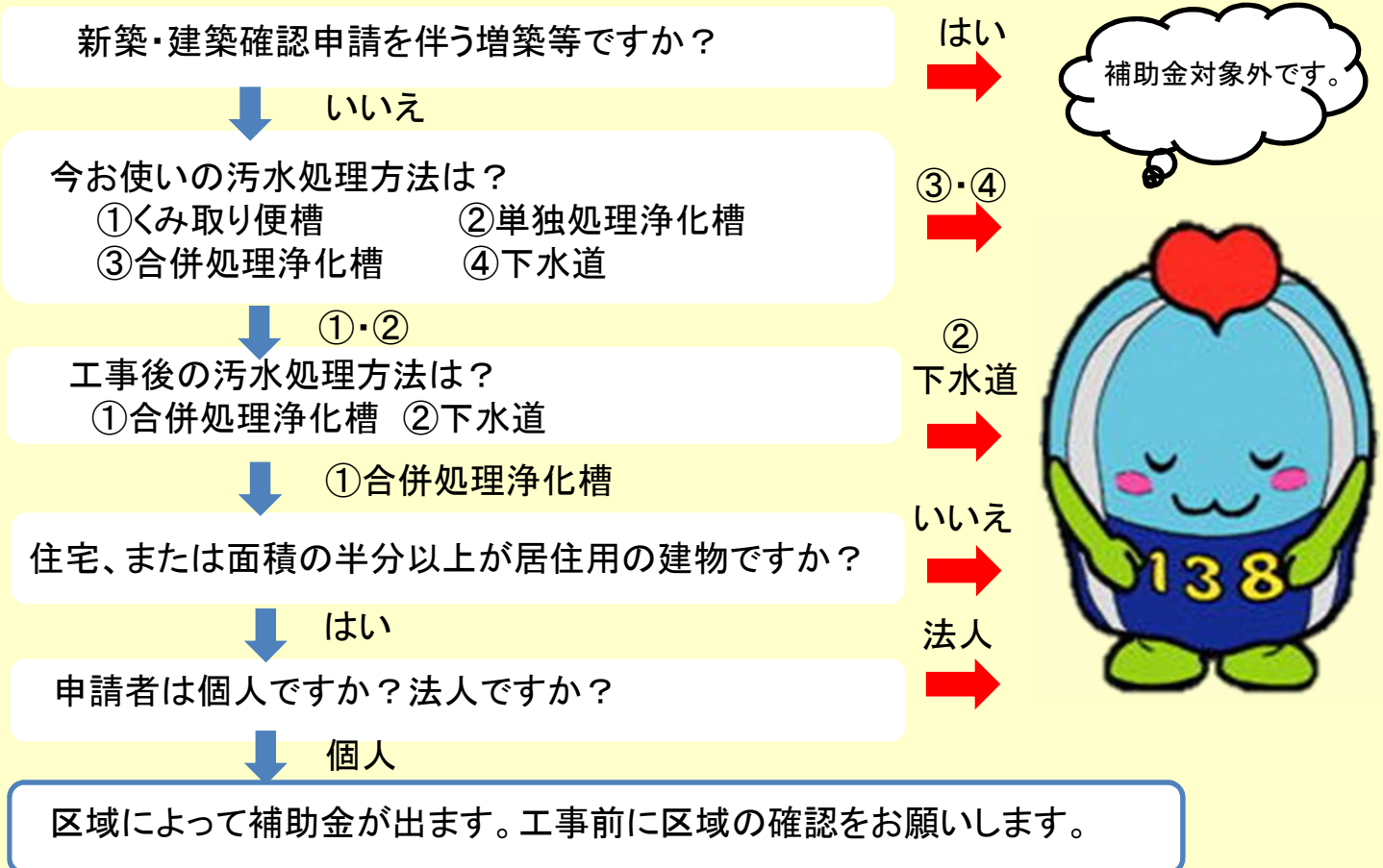
上図 出典：環境省ホームページ
(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/onepoint/11.html>)

●対象区域：
公共下水道が整備される予定がない区域

●補助金の額(設置費用補助限度額)

5人槽：**332,000円**、6～7人槽：**414,000円**、8～50人槽：**548,000円**
単独処理浄化槽を撤去する場合、上限**120,000円**を加算
くみ取り便槽を撤去する場合、上限**90,000円**を加算

補助金の対象チェック用のフローチャート



※市税に未納がないことなどその他の条件があります。

◆詳しい制度内容、申込方法などは、市ウェブサイトからもご覧いただけます。
サイト内検索またはページID検索で「1013596」と検索してください。

一宮市環境部廃棄物対策課 電話 45-5374

公共用水域の水環境保全啓発のため、補助金対象区域以外にもお配りしています。